○佐久市保育士等就労奨励金交付要綱

令和６年３月19日告示第50号

佐久市保育士等就労奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内における保育士等の確保を図るため、市内の保育所等において保育士等として勤務する者に対し、佐久市保育士等就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　保育所等　次に掲げる施設をいう。

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第１項に規定する保育所

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園

ウ　法第34条の15第２項の規定により市長の許可を得て小規模保育事業を行う施設

（２）　保育士等　保育士の資格又は幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師及び准看護師のうちいずれかの免許を有する者で、保育所等で保育に従事するもの

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付の対象となる者は、市内の保育所等において、保育士等として勤務をしている者のうち正規職員ではない者で、月の初日から当該月の末日まで雇用が継続しているものとする。ただし、休暇等により勤務しない月がある者については、この限りでない。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、次のとおりとする。

（１）　１日当たりの勤務時間が４時間を超えている者　月額10,000円

（２）　１日当たりの勤務時間が１時間以上４時間以下の者　月額5,000円

（交付申請等）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者は、佐久市保育士等就労奨励金交付申請書兼請求書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、その結果を佐久市保育士等就労奨励金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

様式第１号（第５条関係）
様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（申請（請求）先）佐久市長

住　所

氏　名

佐久市保育士等就労奨励金交付申請書兼請求書

佐久市保育士等就労奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

記

1　交付申請（請求）額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　勤務先保育所等の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　申請対象勤務期間　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　振込先口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

5　佐久市保育士等就労奨励金の交付に係る審査に際し、市が勤務先保育所等関係機関への照会を行うことについての同意の有無

□　同意します　　□同意しません

※該当する項目□にレ印を付してください。

様式第２号（第６条関係）
様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

佐久市長　　印

佐久市保育士等就労奨励金交付（不交付）決定兼確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった佐久市保育士等就労奨励金について、下記のとおり交付（不交付）決定及び額の確定をしたので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円
（交付対象勤務期間　　）
２　確　定　額　　金　　円